

ついて

- 日程第11 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第12 議案第31号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第13 認定第3号 令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第16 認定第6号 令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第17 同意第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めること
について

【 発委第3号 】 10

- 日程第18 発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書について

【 議員派遣の件 】 10

- 日程第19 議員派遣の件について

令和3年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）						
告示年月日	令和3年8月26日（木）					
再開年月日	令和3年9月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年9月10日（金） 開議13時30分 散会14時10分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	1 番	下屋敷 幸男		9 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜 木 幸 夫
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	松 浦 利 明
	教 育 長	高 畑 嗣 人	建設水道課長	和 野 康 弘
	農業委員会 会長	深 澤 進	こども教育課長	千 葉 隆 則
	代表監査委員	馬 渕 文 雄	まなび交流課長	大久保 栄 作
	政策秘書課長	中 山 優 彦	病院事務局長	大 石 和 人
	総務課長	服 部 隆 行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石 角 則 行	総務課財政係長	櫻 田 慎
	住 民 会 計 課 長	坂 待 典 子		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 13時30分)

議長 (高宮一明君)

挨拶をします。ご苦労さまです。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び9番、姉帯春治君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。陳情第8号、沖縄本島南部土砂採取計画撤回に関する陳情書については、議会運営委員会の協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、教育委員会事務事業点検・評価報告書が教育長から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第22号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)から日程第17、同意第11号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの15議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により報告します。

議案第22号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第23号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第24号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第25号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第26号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成

全員をもって原案可決。議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 29 号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 30 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。議案第 31 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。認定第 3 号、令和 2 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第 4 号、令和 2 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第 5 号、令和 2 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第 6 号、令和 2 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。同意第 11 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案同意。以上のとおり報告いたします。令和 3 年 9 月 10 日、輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（高宮一明君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第 22 号から同意第 11 号までの 15 議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑が終わっておりますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより日程第 3、議案第 22 号、令和 3 年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 22 号、令和 3 年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 23 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 23 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 24 号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 24 号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 25 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 25 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 26 号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 26 号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 29 号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 29 号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 30 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は適任です。委員長の報告のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 30 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 12、議案第 31 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論は省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は適任です。委員長の報告のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 31 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 13、認定第 3 号、令和 2 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 16、認定第 6 号、令和 2 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 4 議案を一括議題とします。

お諮りします。認定第 3 号から認定第 6 号までの 4 議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第 3 号から認定第 6 号までの 4 議案について、一括討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」 の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。辰柳敬一議員。

8 番 (辰柳敬一君)

私は、認定第 3 号、令和 2 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第 6 号、令和 2 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定までの 4 件につきまして、先ほど輝くふるさと常任委員長から報告のありましたとおり認定することに賛成であります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外を問わず、感染症対策に追われ、町民の生活はもとより、雇用や経済に大きな影響が出た1年でありました。町当局におかれましては、各種事業の中止、規模縮小、事業実施方法の調整などを余儀なくされ、多大なご苦勞があったものと思います。

そのような中、町総合計画中期計画の初年度に当たる年として、基本構想に掲げられる町の3つの基本目標、「いきいきと輝き続ける“ひと”」、「誰もが住みたくなる“まち”」、「地域資源を活かす“しごと”」の実現に向け、中期計画重点プロジェクト、ひとづくり、まちづくり、しごとづくり、つながりづくりに積極果敢に挑戦していただき、コロナ禍の中にあっても、中期計画のよいスタートが切れた1年であったと感じております。

町の最重要課題である人口減少対策につきましては、新型コロナウイルス感染症により対面型の移住、定住イベントの開催が難しい中、インターネットを活用したオンラインイベントへ切り替えて実施するなど、コロナ禍の状況下においても、町の認知度の向上や移住、定住に向けた取組を引き続き実施していただきました。

また、くずまき雇用サポートセンターを新たに設置され、求人と求職のマッチングや葛巻高校生1、2年生を対象とした町内企業ガイダンスを初めて開催するなど、次の時代を担う若者の選択肢の幅を広げていただきました。

くずまき型DMO事業では、観光振興を軸とした地域経済の活性化に継続して取り組まれ、くずまきワインソルトの開発、販売など、官民一体となって町の魅力向上に尽力いただきました。引き続き、町づくりの人材育成と併せて、これらの活動をより一層推進していただきたいと思っております。

町民の暮らしに直結する分野では、新型コロナウイルス感染症による家計への経済的な影響を軽減する特別定額給付金について、職員が各集会施設に直接出向いて受付事務に対応いただき、県内トップクラスの早さで給付していただきました。また、コロナワクチン接種への対応では、日々国の方針や考え方が二転三転する中、柔軟かつ迅速に接種計画の策定から接種の準備を進められ、町民の安心、安全のためにご尽力いただいたことに感謝を申し上げます。

現在本県でも県独自の緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルスが身近なところまで迫っておりますので、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきたいと思っております。

産業振興の分野では、町の基幹産業である酪農を支える酪農ヘルパーを安定的に確保するため、酪農ヘルパー住宅を整備していただき、またもう一つの基幹産業である林業においても、林業労働安全装備品の購入に対する支援を講じるなど、基幹産業の持続可能な発展に向けた各種対策を講じていただきました。

さらには、第三セクター3社と連携し、町の特産品を生かしたくずまき鍋の開発、販売を行っていただ

き、地域の話題性と活性化に寄与し、くずまきファンの獲得につながったものと認識しております。

商工観光分野では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響が生じた町内商工業者の事業継続を支援するための各種支援事業のほか、町内の消費喚起による地域経済の回復のためプレミアム付商品券事業を実施いただくなど、きめ細やかな支援を実施していただきました。

教育分野におきましては、国のGIGAスクール構想の実現に向けて、児童生徒に1人1台タブレット型パソコンを整備し、ICTを活用した教育環境のハード面の整備に努めていただきました。今後においては、これらの端末を活用し、ソフト面のさらなる充実を図ることで、より質の高い教育が実現されることを期待するものであります。

高校支援については、くずまき山村留学生寄宿舎の管理運営や公営学習塾の充実が図られたほか、首都圏の高校2年生を1年間受け入れる地域みらい留学事業に取り組み、山村留学制度のさらなる充実が図られたことに敬意を表するものであります。

町の財政状況全般については、財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率が0.8ポイント増の8.4%に、将来負担比率が比率なしから5.5%になっておりますが、これはこれまで実施した病院建設などの大型事業や現在着工中の役場庁舎建設などを進めたことが主な要因であります。こうした中、町債減債基金や公共施設等整備基金を活用し、町債の繰上償還等を実施するなど、将来の財政負担の軽減を図り、先を見据えた財政健全化の取組に努めていただいたものと評価するものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国の財政状況が厳しい中、地方財政を取り巻く状況は予断を許さない状況が予想されますが、引き続き健全で持続可能な財政運営に努めていただきますよう、期待するものであります。

以上申し上げましたとおり、一般会計におきましては、各種事業が効率的、効果的に執行されたことは高く評価するものであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計においては、予算の趣旨に沿った執行がなされているものと認められるものであり、所期の目的が達成されたものと認識しております。

農業集落排水事業特別会計においては、町民の快適で衛生的な生活環境の実現に向けて、浄化槽設置の推進や農業集落排水施設の適正管理に努めていただいたところであり、引き続き快適で衛生的な暮らしを守るため、ご尽力いただきたいと思います。

以上のようなことから、冒頭申し上げましたとおり、各会計の決算の認定に賛成であります。

新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない状況により、行財政運営はより一層の厳しさが、難

しさが伴うものと思慮されますが、町民の皆さんが夢と希望を持ち、この町に住んでよかったと思える町づくりに引き続き取り組まれることをお願い申し上げたいと思います。

それでは、議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

議長（高宮一明君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。採決は起立によって行います。

認定第3号、令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第3号、令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第 6 号、令和 2 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第 17、同意第 11 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案同意です。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第 11 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第 18、発委第 3 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。本発委案は、輝くふるさと常任委員会から提出された案件でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより発委第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。発委第 3 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、発委第 3 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。葛巻町議会総合条例第 121 条第 1 項の規定により、議員派遣の件に記載されているとお

り、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会に付された事件は全部終了しました。

これで令和3年葛巻町議会9月定例会議を終了します。

次回は、12月第1金曜日の3日に再開することとします。ご苦労さまでした。

(散会時刻 14時10分)